

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士「法規」試験問題
第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

- A - 1 次の記述は、船舶局(船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。)の免許の申請について、電波法(第6条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) 電波の型式並びに希望する□A及び空中線電力 (6) 希望する□B
(7) 無線設備(第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。)の工事設計及び□C (8) 運用開始の予定期日
(9) その船舶に関する次の事項
イ □D ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ □E ヘ 信号符字
ト 旅客船であるときは、旅客定員 チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
リ 船舶安全法第4条(無線電信又は無線電話の施設)第1項のただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
ヌ 第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

	A	B	C	D	E
1	周波数の範囲	運用許容時間	工事落成の予定期日	所有者	主たる停泊港
2	周波数の範囲	運用許容時間	無線設備の工事費	運行者	船籍港
3	周波数の範囲	運用義務時間	無線設備の工事費	所有者	停泊港
4	周波数	運用義務時間	無線設備の工事費	運行者	船籍港
5	周波数	運用義務時間	工事落成の予定期日	所有者	主たる停泊港

- A - 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法(第20条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

免許人(に規定する無線局の免許人を除く。以下同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の□Aを承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の□Aを承継した法人は、□B。

免許人が無線局をその用に供する事業の□Aの譲渡をしたときは、譲受人は、□B。

船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を□Cに変更があったときは、変更後船舶を□Cは、免許人の地位を承継する。

	A	B	C
1	全部又は一部	免許人の地位を承継する	運行する者
2	全部又は一部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	所有する者
3	全部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	運行する者
4	全部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	所有する者
5	全部	免許人の地位を承継する	運行する者

A - 3 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則（第21条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（□Aをいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の2の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が□B以下の無線局の無線設備 (2) 移動する無線局の無線設備
(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□C場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	50ミリワット	発生した
2 電界強度及び磁界強度	20ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある
3 電界強度及び磁界強度	20ミリワット	発生した
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある
5 電界強度、磁界強度及び電力束密度	50ミリワット	発生した

A - 4 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。）の無線設備の電源について、無線設備規則（第38条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、□A十分な電力を供給することができるものでなければならない。

の電源は、その電圧を定格電圧の□B以内に維持することができるものでなければならない。

A	B
1 同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために	±20パーセント
2 同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために	±10パーセント
3 当該義務船舶局等の運用のための照明設備に	±10パーセント
4 当該義務船舶局等の運用のための照明設備に	±20パーセント

A - 5 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法(第50条)及び電波法施行規則(第35条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者(その船舶における□Aに関する事項を統括管理する者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

(1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士

(2) □B

(3) □C

遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、の(1)から(3)の順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。

□Dは、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C	D
1 遭難通信	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	免許人
2 遭難通信	第二級総合無線通信士	第三級総合無線通信士	免許人
3 遭難通信	第二級総合無線通信士	第三級総合無線通信士	船舶の責任者
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級総合無線通信士	第三級総合無線通信士	船舶の責任者
5 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	船舶の責任者

A - 6 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則(第58条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz 及び 16,804.5kHz の周波数の電波の使用は、□Aを使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。

2,174.5kHz、4,177.5kHz、6,268kHz、8,376.5kHz、12,520kHz 及び 16,695kHz の周波数の電波の使用は、□Bを使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。

27,524kHz 及び 156.8MHz の周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

(1) 遭難通信、緊急通信(医事通報に係るものにあつては、□Cの周波数の電波については、緊急呼出しに限る。)又は安全呼出し(□Dの周波数の電波については、安全通信)を行う場合

(2) 呼出し又は応答を行う場合 (3) 準備信号を送信する場合

(4) □Dの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信((1)に掲げる通信を除く。)を行う場合

A	B	C	D
1 デジタル選択呼出装置	狭域帯直接印刷電信装置	156.8MHz	27,524kHz
2 デジタル選択呼出装置	狭域帯直接印刷電信装置	27,524kHz	156.8MHz
3 狭域帯直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	27,524kHz	156.8MHz
4 狭域帯直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	156.8MHz	27,524kHz

A - 7 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。)について、無線局運用規則(第58条の4から第58条の6まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等(必要がある場合に限る。) (7) 終了信号

海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において□A□送信することができる。

船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔において□A□送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

自局に対する呼出しを受信したときは、□B□にあつては5秒以上4分半以内に、□C□にあつては5分以内に応答するものとする。

の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を□D□で明示するものとする。

の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、通報の周波数等に□E□電波の周波数等を明示するものとする。

自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、通報の周波数等に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

	A	B	C	D	E
1	3回	海岸局	船舶局	通報の種類	代わりの
2	3回	船舶局	海岸局	通報の種類	自局の希望する代わりの
3	3回	海岸局	船舶局	通報の型式	自局の希望する代わりの
4	2回	船舶局	海岸局	通報の型式	代わりの
5	2回	海岸局	船舶局	通報の型式	自局の希望する代わりの

A - 8 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、どうしなければならないか。無線局運用規則(第81条の7)の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 できる限り、当該通報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 遅滞なく、当該通報を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 直ちに、当該通報をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 できる限り、当該通報に対して応答しなければならない。

A - 9 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、どの無線局が行うか。無線局運用規則(第83条)の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局

A - 10 次の記述は、遭難通信が終了したときの狭帯域直接印刷電信装置による一般通信の再開の通知の方法について、無線局運用規則(第89条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- (1) □ A □ 1回 (2) □ B □ 1回 (3) D E 1回 (4) 自局の識別信号 1回
 (5) 遭難通信の終了時刻 1回 (6) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 1回
 (7) 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号 1回 (8) □ C □ 1回

	A	B	C
1	C Q	M A Y D A Y	S I L E N C E F I N I
2	C Q	M A Y D A Y	P R U D O N C E
3	M A Y D A Y	C Q	P R U D O N C E
4	M A Y D A Y	C Q	S I L E N C E F I N I

A - 11 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法(第59条及び第109条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□ A □、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第90条(適用除外等)第2項の通信たるものを除く。以下同じ。)を傍受してその□ B □を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□ C □がその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	何人も	存在若しくは内容	無線従事者
2	何人も	内容	無線通信の業務に従事する者
3	何人も法律による別段の定めがある場合を除くほか	存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者
4	何人も法律による別段の定めがある場合を除くほか	内容	無線従事者

A - 12 次の記述は、無線局の免許の取消し等について、電波法(第76条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人がこの法律、□ A □若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□ B □を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて□ C □を制限することができる。

総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□ D □以上休止したとき。
 (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条(変更の許可)の許可を受け、又は第19条(申請による周波数等の変更)の規定による指定の変更を行わせたとき。
 (3) の規定による命令又は制限に従わないとき。
 (4) 免許人が第5条(欠格事由)第3項第1号に該当するに至ったとき。

	A	B	C	D
1	放送法	期間	周波数若しくは空中線電力	1年
2	放送法	3箇月以内の期間	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月
3	電気通信事業法	3箇月以内の期間	周波数若しくは空中線電力	6箇月
4	電気通信事業法	期間	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月
5	電気通信事業法	1年以内の期間	運用許容時間	1年

A - 13 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章(第40条)の規定に沿って述べたものである。□□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

国際電気通信業務は、□□□□ A □□□□における人命の安全に関するすべての電気通信並びに□□□□ B □□□□に関する□□□□ C □□□□電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B	C
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字の活動	すべての
3 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	すべての
4 異なる国相互間	国際赤十字の活動	特別に緊急な
5 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての

A - 14 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(第549条)の規定により、政府又は主官庁が船舶局又は船舶地球局の無線設備が同規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため当該設備を検査することができるのはどの場合か。正しいものを下の番号から選べ。

- 1 通信士の証明書が提示されないとき。
- 2 船舶局又は船舶地球局のある船舶が出港しようとするとき。
- 3 寄港地において検査を受けていないとき。
- 4 通信士の職務上の知識の証明を要求しようとするとき。
- 5 許可書が提示されないとき。

A - 15 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附属書第4章第4-2規則)の規定に沿って述べたものである。□□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、無線通信規則に基づき□□□□ A □□□□の発給し又は承認した全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に関する適当な証明書を受有しなければならない。

1974年の海上における人命の安全に関する国際条約(改正を含む。)により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。

- (1) □□□□ B □□□□以上であること。
- (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B
1 主官庁	16歳
2 主官庁	18歳
3 国際電気通信連合	20歳
4 国際電気通信連合	22歳

B - 1 次の記述は、主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法施行規則(第34条の5)に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
- イ 無線設備の変更の工事を行い、又はその監督を行うこと。
- ウ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)
- エ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- オ 認定点検事業者又は認定外国点検事業者の行う無線局の無線設備等の認定に係る点検に立ち会うこと。

B - 2 次の海岸局又は船舶局の運用に関する記述のうち、電波法(第62条)及び無線局運用規則(第22条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- イ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ウ 海岸局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても、同様とする。
- エ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、船舶の責任者がその船舶局の運用を必要と認める場合は、この限りでない。
- オ 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときであっても、入港直前の場合は、その旨を通知して呼出しを継続することができる。

B - 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則(第5条、第7条及び第8条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備(□アによる通信を行うものに限る。)は、その船舶の□イ、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。)においては、□ウ、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の□イ、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機(電波法施行規則第28条(義務船舶局の無線設備の機器)第5項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の□イ、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□ウ当該□エ、その機能を確認しておくなければならない。

から までの義務船舶局等においては、 から までの規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□オに通知しなければならない。

- | | | |
|-------------------|--------------|----------|
| 1 無線設備によって通信連絡を行い | 2 デジタル選択呼出装置 | 3 船舶の責任者 |
| 4 無線設備の試験機能を用いて | 5 航行中毎日1回以上 | 6 停泊中 |
| 7 狭帯域直接印刷電信装置 | 8 毎月1回以上 | 9 免許人 |
| 10 毎週1回以上 | | |

B - 4 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとりべき措置について、無線局運用規則（第 8 1 条の 5）の規定に沿って述べたものである。□□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第 3 6 条の 2 (遭難通信等) 第 1 項第 4 号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを□□□□に通知しなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して□□□□の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、□□□□を適当な海岸局に通報しなければならない。

船舶局は、□□□□の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

船舶局は、□□□□の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答(第 7 8 条(他の無線局の遭難警報の中継の送信等) 第 7 項の規定による海岸局からの遭難警報の中継の送信及び第 8 1 条の 3 (遭難警報等を受信した海岸局のとりべき措置) 第 1 項の規定による遭難警報の中継に対する海岸局の応答を含む。この□□□□において同じ。)も認められないときは、これを適当な海岸局に通報し、かつ、当該遭難警報に対する□□□□の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して□□□□の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

船舶局は、□□□□の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答(第 7 8 条第 7 項の規定による遭難警報の中継の送信及び第 8 1 条の 3 第 1 項の規定による遭難警報の中継に対する応答を含む。以下同じ。)も認められないときは、適当な海岸局に対して遭難警報の中継の送信を行い、かつ、当該遭難警報に対する海岸局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

- | | | | | | | | |
|---|------------------|----|----------|---|---------|---|-----------|
| 1 | その船舶の責任者 | 2 | 海岸局 | 3 | 遭難通信責任者 | 4 | 他の無線局 |
| 5 | 超短波帯の周波数 | 6 | 中短波帯の周波数 | 7 | 短波帯の周波数 | 8 | 短波帯以外の周波数 |
| 9 | これに応答し、かつ、当該遭難警報 | 10 | 当該遭難警報 | | | | |

B - 5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則(第 4 0 条)の規定に照らし、義務船舶局に備え付けておかなければならない無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを 1、該当しないものを 2 として解答せよ。

- ア 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
イ 1 日の延べ通信時間及び通信回数
ウ 双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
エ 無線機器の調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
オ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細